

# 平成28年度事業報告書

社会福祉法人大平福社会

たいよう保育園




5 利用日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月曜日～土曜日まで</li> </ul>
6 利用時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育短時間認定 8:15～16:15・保育標準時間認定 7:15～18:15</li> </ul>
7 延長保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育短時間認定 7:15～8:15 16:15～19:15</li> <li>・ 保育標準時間認定 18:15～19:15</li> <li>※土曜日の延長保育時間は保育短時間認定の 7:15～8:15・16:15～18:15のみ行う。</li> </ul>
6 利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料金は、市が決定した金額とし、延長保育料金については別途負担してもらう。</li> </ul>
7 給食、食育便り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完全給食を実施した。</li> <li>浦添市統一献立表どおり実施。(献立表は保護者にも配布した。)</li> <li>0歳児は月齢に応じた離乳食をつくった。</li> <li>アレルギーの子への除去食・代替食も対応した。</li> <li>・ 保護者に対し食育便りを発行の発行、お料理教室を開催し食の連携を図った。</li> </ul>
8 職員会議・ケース会議・給食会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員会議を行い職員間の連携を図り、適切な役割分担をして保育に取り組んだ。</li> <li>・ 各クラスにリーダーを配置し、クラスを運営する。問題が発生した場合、主任保育士を中心に随時、職務会を開いた。そこで、解決できないことは、副園長、園長を中心とした職務会を行い、解決していった。</li> <li>・ 子どもたちによりよい食事を提供するため、月1回給食会議を行った。</li> </ul>
9 職員研修(実施内容別紙の通り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人役員・職員等がそれぞれの研修に積極的に参加し、知見と人間性を深め、保育の知識、技術及び施設運営の質を高めるため研鑽を積むことができた。</li> </ul>
10 健康診断・	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの健康状態の把握のため嘱託医(小児科・歯科医)による健康診断を受けると同時に諸検査を行い、健康管理に努めた。</li> </ul>
11 災害訓練等 (実施内容別紙の通り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害訓練等</li> <li>職員は、月1度の災害訓練を実施することにより災害時の役割分担を再認識することができた。</li> <li>子どもに対しては、発達に応じて避難訓練の目的、意義を伝え、訓練に参加させることができた。</li> </ul>
12 行事等 (実施内容別紙の通り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月の行事については、子どもに必要な体験が得られるような計画を実施した。</li> </ul>
13 機関紙等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月に1回、園便り、不定期でクラス便りを発行し、その中で、子どもの活動内容の報告、流行している感染症の情報、行事予定、その他について情報を提供することができた。</li> </ul>

<p>14 法人運営</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 理事会開催月 平成28年5月 平成28年12月 平成29年3月</li><li>• 監事監査実施日 平成28年5月</li> <li>• 社会福祉事業の担い手としてふさわしい理事6名、監事2名の協力のもと事業を実施することができた。</li></ul>
<p>15 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 園車買い替えについて 平成15年に購入した園車の老朽化が激しいため共同募金配分金による事業の申請を行ったが却下された。</li></ul>

社会福祉法人 大平福社会  
理事長 當山 初子 殿

住 所 沖縄県浦添市大平 1 丁目 14 番 11 号  
施設種類 社会福祉法人 大平福社会  
施設名 たいよう保育園

監事名 宮城 民雄 

監事名 桃原 美  印

### 平成 28 年度 監事監査報告書

今回実施した監査の結果を次のとおり報告します。

#### 記

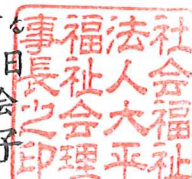
監査の期日 平成 29 年 5 月 24 日 (水) 午前 10 時  
場 所 たいよう保育園 事務室  
監査の対象 平成 28 年度分事業実績

- ・ 処遇関係 (保育計画 食育 健康管理 災害対策等)
- ・ 財産目録
- ・ 貸借対照表
- ・ 収支計算書
- ・ 証憑書類
- ・ 残高証明書
- ・ その他

#### 結 果 報 告

私達監事は上記対象資料を理事長當山初子氏、園長安河山チエミ氏、副園長比嘉広美氏、主任保育士高良公子氏の立ち合いのもと監査した。

監査を行った結果適正に執行されていることを認める。

この写は原本と相違ないことを証明する  
平成 29 年 7 月 15 日  
社会福祉法人 大平福社会  
理事長 當山 初子  印

平成 29 年 5 月 24 日

## 社会福祉法人大平福社会役員等の費用弁償及び報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大平福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条及び評議員選任・解任委員会設置運営規程第11条の規程に基づき、評議員・役員・評議員選任・解任委員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員とする。

### (費用弁償)

第3条 前条に定める者が、その職務のために出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。  
2 前条の旅費の支給方法は、たいよう保育園職員旅費規程に準じて1等級相当とする。

### (報酬)

第4条 理事・監事が、理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席日数1日につき、8,000円を支給する。

第5条 評議員が、理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席日数1日につき8,000円を支給する。

第6条 評議員選任・解任委員が、理事長の招集に応じ評議員選任解任委員会に出席したときは、その出席日数1日につき8,000円を支給する。

第7条 監事が、定款第18条に基づき会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき10,000円を支給する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年6月22日から施行する。

この写は原本と相違ないことを証明する  
平成29年7月15日  
社会福祉法人大平福社会  
理事長 當山初子



<p>14 法人運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人大平福祉会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともにその提供する福祉サービスの質の向上を図るものとする。</li> <li>・当法人には、理事6名、監事2名の役員を置く。</li> <li>・当法人には、評議員5名、評議員選任・解任委員3名を置く。</li>   <li>・監事監査実施月      平成29年5月（28年度分）</li> <li>・理事会開催月      平成29年6月（2回）                                         平成29年12月    平成30年3月                                         その他必要に応じて</li> <li>・評議員会開催月      平成29年6月</li> </ul>
<p>15 その他</p>	